

---

平成27年 第4回(定例)木城町議会会議録(第1日)

平成27年6月12日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成27年6月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
    - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
    - ③報告第2号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第42号 木城町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第45号 平成27年度木城町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第46号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第47号 監査委員の選任について
- 日程第11 委員会付託の省略
- 日程第12 議案に対する質疑
- 日程第13 各常任委員会議案審査付託
- 日程第14 散会

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1) 議長の諸般の報告

①議長の会務報告

②例月現金出納検査結果の報告

③議員派遣の報告

2) 町長の行政報告

①町長の政務報告

②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

③報告第2号 法人の経営状況を説明する書類について

日程第4 町長の施政方針説明

日程第5 議案第42号 木城町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第43号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第45号 平成27年度木城町一般会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第46号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第47号 監査委員の選任について

日程第11 委員会付託の省略

日程第12 議案に対する質疑

日程第13 各常任委員会議案審査付託

日程第14 散会

---

出席議員(10名)

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君      議事調査係長 廣瀬 孝一君  
書 記 稲田 宏美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	半渡 英俊君	副町長	-----	横田 学君
教育長	-----	中竹 聖子君	総務課長	-----	中村 宏規君
財政課長	-----	石井 雄二君	会計管理者	-----	伊藤 章君
まちづくり推進課長	----	萩原 一也君	環境整備課長	-----	河野 浩俊君
教育課長	-----	中井 諒二君	税務課長	-----	津江 邦彦君
福祉保健課長	-----	小野 浩司君	町民課長	-----	吉岡 信明君
産業振興課長	-----	押川 道彦君			

---

午前9時00分開会

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。今一度、ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（後藤 和実） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、平成27年第4回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成27年第4回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、6月8日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（後藤 和実） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番、中武良雄君、5番、黒木泰三君を指名いたします。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（後藤 和実） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの7日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの7日間に決定いたしました。

---

## 日程第3. 諸報告

○議長（後藤 和実） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

議長の会務報告については、私が5月1日に議長に就任してから、出席しましたことにつきまして、主なものを報告させていただきます。3月議会以降4月までの報告につきましては、お手元にお配りいたしておりますので、それをご参照いただきたいと思います。

まず、5月13日、平成26年度木城町老人クラブ連合会総会が福祉保健センターで開催されました。平成26年度の決算と事業の報告が行われ、27年度の事業計画案と収支予算案が承認されました。また、総会の場で空席となっていました会長の席に、泥谷久光氏が選ばれました。

同じく5月13日、児湯郡（市）町村議会議長会定例会が行われ、平成26年度の決算と事業の報告が行われ、平成27年度の事業計画案と収支予算案が承認されました。また、児湯郡（市）町村議会議長会の会長に、私、後藤和実が選任されました。

5月15日に木城町商工会館で第54回木城町商工会通常総会が行われ、渕上産業文教常任委員長と出席をいたしました。平成26年度の決算と事業の報告が行われ、27年度の事業計画案と収支予算案が承認されました。また、会長に桑原常雄氏が選ばれ、商工会の合併の問題も残る中、新たな会長のもと、木城町商工会のさらなる発展を期待したところであります。

5月18日、第51回木城町身体障害者福祉協議会総会が福祉保健センターで行われ、平成

26年度の決算と事業の報告が行われ、27年度の事業計画案と収支予算案が承認されました。また、長きにわたり後藤孟也氏が会長を務められて来られましたが、新たに坂東保子氏が会長に選任されました。

5月21日は総合交流センターで木城町シルバー人材センター第18回通常総会が行われ、平成26年度の決算と事業の報告が行われ、27年度の事業計画案と収支予算案が承認されました。

5月25日から27日にかけて、全国議会議長研修会が東京の中野サンプラザホールなどで行われました。また、本会に先立ちまして、東京都庁のほうで宮崎県東京事務所の配慮により、全国物産展や1階にありますイベントボックスの利用について説明を受け、児湯郡市町村共同でボックスの利用などについても検討をさせていただきました。その後、議長研修会において基調講演、地方自治の母国に負けない我が国の町村議会のテーマでシンポジウムがあり、先進地市町村の事例発表があり、大変参考になったところであります。

5月30日には宮崎県総合文化公園で全国「みどりの愛護」のつどいが行われ、皇太子殿下のご臨席のもと、「みどりの愛護」活動の事例紹介や、宮崎県都市緑化功労者の表彰が行われ、皇太子殿下による記念植樹が行われました。

6月1日は、第29回木城町福祉スポーツ大会が木城町体育館で行われ、町内の高齢者や障害者が約350名参加し、趣向を凝らした競技に親睦を深めながら、汗を流す姿を拝見させていただき、勇気づけられました。

6月2日は平成27年度県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会が西都市敷島で行われ、町執行部とともに湧上産業文教常任委員長と出席いたしました。26年度の事業報告・決算、27年度の事業計画・予算が承認され、県道東郷西都線の早期整備と事業費の大幅増額についての提言書が採択されました。

6月4日には宮崎県町村議会議長会臨時総会及び研修会が宮崎観光ホテルで行われ、国富町議長の中原会長を筆頭に役員を選任が行われ、総会終了後、NPO法人まちづくり地域フォーラム・かごしま探検の会代表理事の東川隆太郎氏により、地元の財産を生かしたまちづくりについて、興味のある講演をいただきました。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。

別紙報告書1番、平成27年度県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので、省略いたします。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告。次に、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（一般会計）、次に、報告第2号、法人の経営状況を説明する書類について（有限会社グリーンサービス・コスモス）、以上の3件について登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、平成27年第4回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

町長の政務報告をさせていただきますけれども、3月15日から4月27日までの政務報告にきましては、前町長がご出席をされていますので、省略をさせていただき、お手元の報告書をご覧いただきたいと思います。

それでは、4月28日以降の政務について、主な事項のみ報告をさせていただきます。2ページの中ほどでございます。

4月28日に初登庁いたしまして、職員に訓示を行いました。職員には、私と一緒に地帯域振興の支援を担っていただきたいというお願いをいたしました。

29日でございますが、木城えほんの郷2015のオープニングセレモニーがありました。えほんの郷が正式オープンをして今年で20年目を迎えるそうであります。振り返りますと、平成6年にブラティスラバ世界絵本原画展でもって木城えほんの郷が産声を上げてきました。以来、絵本の世界と自然が一体となった物語体験ができる場所として、そして絵本文化を発信していかれております。さらには、木城町のアピールをしていただいているところであります。

次に、30日でございますが、木城町交通安全対策協議会を行いました。交通事故、交通違反の撲滅に向けて今後とも根気強く、安全活動の推進に取り組んでいくことを確認いたしました。あわせまして春の全国交通安全運動、5月11日から20日まででしたが、期間中の交通安全運動の取り組みを協議し、関係します参加団体の協力をいただいたところであります。しかし、その後、飲酒運転等の報告がありましたが、大変残念に思っているところでございます。

次に、5月8日でございますが、木城町ボランティア連絡協議会総会が行われました。個人会員5名、団体会員9団体のメンバーであります。私たちは、とにかく忙しい生活を送ってしまして、自分のことで精いっぱいだという方が多いと思っておりますけれども、ほかの人にも、また地域や社会にも心を配っておられることに敬意を表したところであります。

次に、同じ日でございますが、木城町農業者年金受給者協議会の総会が行われました。会員が97名、健康で長生きすることが一番、農業者年金も国民年金も1年でも長くもらってくださいと、激励の挨拶をいたしました。

次に、同じ日でございますが、高鍋地区防犯協会の理事総会が行われました。平成26年度防犯防災標語の金賞に木城小学校6年生、堀未妃さんの標語、「自転車は 二重ロック ロックだね」が選ばれておりました。

次に、10日でございますが、第14回宮崎県障害者スポーツ大会が宮崎県総合運動公園で開催され、木城町からは11名の方が参加されました。躍動する姿を拝見させていただき、スポーツの楽しさや感動を分かち合える1日ございました。

次に、13日でございますが、議長報告とかぶりますけれども、木城町老人クラブ連合会総会が行われました。「延ばそう健康寿命、担おう地域づくりを」というスローガンで、お年を召されながらも精力的にご活動されているお姿に感銘を受けたところです。空席となっていました会長には、泥谷久光さんが就任されました。なお、副会長には中武繁さん、那須岩男さん、副会長兼女性部会長には山下婦美子さんが選ばれております。

次に、15日でございますが、商工会の合併が懸念される中で、木城町唯一の経済団体であります木城町商工会の第54回通常総会が行われました。生田俊一さんがご勇退され、会長に桑原常雄さんが選ばれたところであります。

3ページをごらんください。18日でございますが、第51回木城町身体障害者福祉協議会総会が行われました。昭和40年1月からの発足当時から会長をされておりました後藤孟也さんがご勇退され、坂東保子さんが会長に就任をされたところであります。特に、後藤さんにおかれましては、50年という本当に長い期間にわたり、身体障害者福祉にご尽力されてこられましたことに敬意を表し、感謝の気持ちを申し上げたところでございます。

次に、同じ日でございますが、宮崎県東児湯消防組合議会の臨時会が行われました。議長に、高鍋町議長の永友良和さん、副議長に川南町議長の川上昇さんが就任をされております。なお、本町の後藤議長は総務常任委員会の副委員長に、堀田委員長は建設常任委員会の委員長にそれぞれ就任をされております。なお、管理者は高鍋町の小澤町長であります。

次に、同じ日でございますけれども、木城町農業再生協議会の通常総会を開催いたしました。この協議会は、米の生産調整関連事業を実施していく、そして推進をしていく協議会であります。戦後の日本における米の生産調整を行う減反施策も、安倍内閣のもとでは2018年、平成30年になりますけれども終了の予定であります。

次に、21日でございますが、木城町シルバー人材センターの第18回通常総会が行われました。会員数は120名を超えた年もあったそうでございますが、今は54名に減少しております。シルバー人材センターは、リタイアされた後、生きがいとして、また長年培って来られた知識・経験・技能を生かしまして、幅広い活躍の場であると理解しております。そういったことで、地域で果たす役割や期待もありますので、会員の元気と底力を期待する旨の挨拶を行ったところで

あります。

次に、同じ日でございますけれども、宮崎県町村会の政務調査委員会合同部会が開催されました。この会合は政府・宮崎県の予算編成や、施策に関する要望を取りまとめる会議でございます。私のほうからは、木質バイオマス発電所や木質ペレット工場、それから中国木材の進出等によりまして、木材利用度は年々高まってきている中で、木城もそうなんですけれども、県内のあちこちで皆伐に近い伐採が進んでいる状況でありますので、伐採後の再造林に対する補助事業の継続を求めました。あわせまして、おが粉のことにつきましても県がしっかり安定供給に向けてリーダーシップを取っていただくように要望をいたしたところであります。

次に、25日から27日まででございますが、町長に就任してから初めて上京をいたしました。25日には、友情都市の埼玉県毛呂山町を表敬訪問いたしました。毛呂山町は、昭和30年以来、町長選の約4カ月後に町議選が実施されていたそうではありますが、今回、町民からの同日選挙を求める陳情に応える形で、4月の統一選挙で初めて町長選と町議選を同時に実施をされました。投票率が約10ポイント上がったというお話をお伺いいたしました。

26日には十数年来のおつき合いをさせていただいております、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の末宗内閣審議官を表敬訪問し、地方創生について意見交換をさせていただきました。末宗内閣審議官からは、総合戦略プランを今年度中に作成をしていただきたい、そして、その総合戦略にプランをあてるにあっては、産・学・官に金融機関を入れた幅広い分野からプランを練っていただきたいというお話でありました。その上で、木城のことは全面的に協力と支援をしていくという力強い言葉をいただいたところであります。

その後、宮崎県東京事務所、それから地元選出国會議員を表敬訪問し、就任の挨拶と木城町への応援をお願いいたしました。

それから、警視庁に赴きまして、本庁の課長をしている後輩を激励と、それから意見交換をさせていただいたところであります。

27日には、ダム発電関係市町村全国協議会の定例総会に参加をいたしました。ご承知のように、ダムや水力発電施設は木城町を初めといたしまして中山間地域の条件不利地域に所在をしております。そして、水や電力供給という公益的な役割を担っております、水力交付金の恒久的な助成と振興対策の充実強化を国及び関係省庁に働きかけをしていくことを、総会で決議をいたしましたところであります。

次に、29日でございますが、木城町社会福祉協議会の評議委員会、その後に総会が開催されました。田口前町長の後を引き継ぎまして会長に就任をさせていただきました。今後、地域・福祉そして高齢者や障害者の方々を取り巻く環境を把握をいたしまして、住み慣れた木城町で安心して暮らすことができるように、幅広い地域福祉活動に取り組んでまいります。

次に、30日でございますが、第26回全国「みどりの愛護」のつどいが皇太子殿下のご臨席のもと、太田国土交通大臣をお迎えし、宮崎県総合文化公園で行われました。式典では、「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰、宮崎県都市緑化功労者県知事表彰がありました。記念植樹では、皇太子殿下はヤマザクラをお手植えされたところでもあります。

次に、同じ日でございますが、木城町若者会の総会に参加をいたしました。会長は昨年を引き続きまして山下利幸さんが選出をされたところでもあります。若者会は、会員相互の交流を図りながら、深めながら、婚活イベントやマウンテンバイク4時間耐久大会を行っております。ことしはマウンテンバイク大会が20回という節目の大会を迎えるということで、前夜祭を含め趣向を凝らし、成功させたいという意気込みを語っておられました。

次に、6月1日でございますが、木城町福祉スポーツ大会が体育館で開催され、町内の高齢者・障害者・施設入居者約350人が参加をされておりました。また、町内最高齢者の荒川ツワコさん、107歳も参加をされておりました。議長報告にもありましたように、趣向を凝らした協議に楽しい汗を流され、親睦が深められた福祉スポーツ大会だったと思います。

次に、2日でございますが、県道東郷西都線整備促進期成同盟会の総会を西都市内で開催をいたしました。ご承知のように、この路線は日向市東郷町から美郷町、木城町を經由し、西都市に至る総延長39キロメートルの主要地方道でありまして、年々順次整備が進められており、木城区間におきましては戸崎工区が昨年度完成をしたところでもあります。地域をつなぐ命の道でありますので、これからも関係4市町と連携を取って、本路線の改良促進を促していきます。なお、期成同盟会の会長は木城町から日向市にバトンタッチをしたところでもあります。

4ページをお開きください。6月3日でございますが、宮崎県町村会の臨時総会が宮崎観光ホテルで行われました。会長交代がありまして、椎葉村長から黒木西米良村長に会長が交代をされました。副会長は河野国富町長です。あわせまして、地方創生の推進、町村財政基盤の確立などを国・県に要望していくことなども決議をしたところでもあります。

次に、同じ日の午後6時30分から木城町国民健康保険運営協議会を開催をいたしました。国民健康保険の財政や運営につきましては、相互扶助という大前提があるわけではありますが、現実問題としましては、医療費の変動に大きく左右されるという状況であります。一方で、健康教室の開催でありますとか各種健診の受診への取り組みを通じまして、医療費の縮減に取り組んでいるところです。平成27年度の国民健康保険税の税率につきましては、税制の一部改正と需要額の観点からご検討をいただきまして、税率は据え置きという結論をいただいたところでもあります。

次に、6日でございますが、県民総参加のスポーツイベントであります宮崎県民総合スポーツ祭の開会式に参加をいたしました。49の競技と12のレクリエーションに県民1万7,000人が参加をされています。木城町からは16競技に32人参加をしております。最高齢での参加は

陸上の83歳、泥谷久光さん、最年少はラグビーの18歳、平田孝則さんでございました。

次に、8日でございますが、国土交通省宮崎河川国道事務所と光ファイバー網に関する相互接続協定を締結をいたしました。小丸川水系では初めての締結となります。木城地区の小丸川沿いに設置をされています3台の監視カメラ映像や雨量河川水などの気象観測情報などをリアルタイムで共有できるようになりました。今後の災害対策、防災対応に役立ててまいります。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、報告をさせていただきます。

まず、報告第1号でございます。報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。平成26年度木城町一般会計予算に係る繰越明許費は、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものであります。

次に、報告第2号でございます。報告第2号は、法人の経営状況を説明する書類についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、町の出資法人であります有限会社グリーンサービス・コスモスの第12期経営状況を報告いたします。有限会社グリーンサービス・コスモスは、営農部門を廃止をいたしまして平成20年度から遊休農地の発生防止と解消を目的に、農作業受託だけに切りかえ、社員一丸となり経営改善に取り組んでいるところであります。また、26年1月からはオペレーター1名を採用したことによりまして、効率的な運営やサービス向上が図れるようになりました。

それでは、経営内容についてご説明をいたします。あらかじめ配付をさせていただいております、お手元の資料4ページをごらんください。

初めに、損益計算書での決算状況を報告いたします。損益計算であります。農作業受託売り上げ999万2,570円、それに対します売上原価は705万5,367円、差し引きの売り上げ総利益は293万7,203円、その額から販売費、一般管理費の977万7,917円を差し引いた後の684万714円が営業損失となります。

一方、営業外収益は家賃収入や雑収入などで94万3,511円、また営業外費用は14万4,000円で604万1,203円が経常損失となりました。さらに、特別利益といたしまして、町からの運営費の補助金として456万円の収入がありました。また、特別損失はなく、税引前当期純損失は148万1,203円となりました。その額から法人税、住民税等の18万2,500円を差し引きました第12期の当期純損失は166万3,703円となりました。

3ページに戻っていただきまして、資産の状況でございますが、資本金9,917万円のうち第12期決算までの累積赤字が7,552万8,035円となっており、純資産といたしましては2,364万1,965円となっております。

営農部門を完全に廃止をしたことで、受託面積や売上高は年々増加しております。また、経営状況についてもわずかながらでございますが、改善してきていると判断しております。しかし、依然として厳しい状況にあることは変わりありません。

次に、参考資料によります年度別決算状況及び各部門の収入状況をご報告させていただきます。15ページをお開きください。

年度別決算状況及び折れ線グラフを見ていただきますと、売上高は対前年比78万6,000円増の999万2,000円となっております。また、売上原価は対前年比40万8,000円減の705万5,000円、一般管理費では対前年比197万8,000円増の977万7,000円となっております。経常利益は対前年比87万4,000円増益が増加いたしました。理由は、増員に伴います人件費等の増加であります。

16ページをお開きください。

次に、受託作業の実績ですが、前年度と比較いたしますと受託面積で15.19ヘクタール増の151.99ヘクタール、受託件数では36件増の559件となっております。対前年比では微増であります。これを23年度と比較いたしますと、営農部門を完全に廃止したことで面積で52.73ヘクタール、件数で193件の増加となっております。これを区分別に比較いたしますと、受託件数で耕起は減少、植え代は増加、田植えは前年と同数でありますけれども、受託面積はともに増加をしております。また、水稻防除、稲刈りは件数・面積とも増加をしているところであります。

8ページに戻っていただきまして、8ページでございますが、平成27年度の事業計画でございますが、農作業受託を金額ベースで昨年度決算より100万7,000円増の1,100万円、面積は昨年度実績より17.51ヘクタール増の169.5ヘクタールに設定いたしました。今後も利用者のニーズに合った作業を丁寧・迅速に行うことで顧客を確保し、無駄を省いた経営に取り組んでまいります。

有限会社グリーンサービス・コスモスは、高齢化に伴います遊休農地の解消、農家負担の軽減といった農村地域が抱えております喫緊の課題を解決をするという、公的側面が強い事業を実施をしております。本来でありますならば、受託収入で当該経費を賄うのが理想でありますけれども、経費が割高となります山間部の形状の悪い土地でありますとか、小規模面積の土地などを積極的に受託していることから、早急に黒字経営に転換することは難しい状況にあると判断をしております。

この分野におきましては、他の農作業受託組織に積極的な受託を行わせることは難しく、民間事業者との競合性は低いことから、行政目的の兼ね合いからも高い公益性のある組織として木城町にはなくてはならないものだと確信をいたしております。

今後も社員一同、無駄をなくし、コスト縮減を最大の目標といたしまして、1人でも多くの農家に利用されますように、また地域に役立つ会社になるよう努力したいと考えております。今後も議会のご理解を賜り、大所高所の見地からご指導・ご助言をいただければありがたいと思っています。よろしくお願いいたします。

なお、参考資料といたしまして、今、説明をいたしましたお手元に有限会社グリーンサービス・コスモスの第12期株主総会資料を配付してございますので、お目通しいただきたいと思います。

以上で、報告第2号を終わらせていただきます。

○議長（後藤 和実） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

報告第2号につきましては、慣例により質疑を行います。

報告第2号、法人の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

報告第2号に対する質疑はありませんか。6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） まず、3点ほどありますので、1ページの損益計算書ですけれども、私どもは24年度からずっと見ておりますけれども、今年度から様式と言いますか、書式を変えられておりますよね、表示のほうを。これはいわゆる会計士等からの指導があつて今年度からこういうふうに変えられたのか、が1点ですね。

2点目、3ページの貸借対照表の中で売掛金が169万6,000円あります。これは25年度から極端にふえてるんですよ。この中で、1年以上長期化した売掛金があるのかどうか。2点目が、全く回収の見込みのない売掛金がありはしないかが2点目ですね。3点目が、4ページの損益計算書の中の事業外収益の中の受け取り家賃、雑収入の内訳明細を教えてください。

最後になりますが、今、町長から説明ありましたいわゆる事業の目的、それから内容からしてある程度の公金支出は当然であるというふうに理解をしております。しかし、今まで何度か前町長に、じゃあ、その公的資金の投入はいつまで続けられるのかという質問を何回かしました。答弁としましては、経営がある程度安定するまで、収支のバランスが取れるまでということで、一貫してそういう答弁でありましたが、半渡町長が考えておられる「経営が安定する」とはどういった状況。例えば、単年度での収支が黒字になる。あるいは、それを通り越して累積赤字が回収できる見込みがある。どこら辺を「経営の安定」というふうに認識でおられるのか。この補助金の投入はどれぐらいまで、永久に続けられるのか、どこ辺まで公的資金の投入を考えておられるのか、以上、お伺いしておきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 最後の質問のことでありますが、いわゆるグリーンサービス・コスモスについては、ご指摘のように赤字経営であります。

現在、町が出資しているこの第3セクターに対しまして公的資金を投入をしてるところであります、やみくもに、おっしゃるように、ずっとするという気持ちはさらさらありません。しかし、公益的とか公益性を考えると、どうしてもなくてはならない組織といいますと、やはり最終的には議会の議決をいただいた法人組織でありますので、しっかりとそこは議会との理解を得ながら運営をさせていただきたいなと思っております。

公的資金の実際のお金については、やはり、例えば私は個人的には3年とか5年と区切った時点で、しっかりとその中で判断をさせていただいて、そのほうがしっかり議論もできるんじゃないかなと思っております。その目安としては、単年度黒字、もしくは単年度収支が黒字になってもゼロベースで単年度収支がバランスがとれるという判断をしております。

ですから、やみくもに毎年496万円とかいうのをやっていくのではなくて、3年もしくは5年を区切った中でしっかりと精査をしながら、また議会のほうとも議論いただいて議決をいただきたいと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 副町長。

○副町長（横田 学君） ただいまの有限会社G S Cに対する質問をいただいておりますが、私は去る5月の12日に開催をされました株主総会におきまして、取締役への選任をいただきました。その後、取締役において代表に就任をするという協議が整いましたので、私が現在、社長としてこの事業に取り組んでいくということになったところを、まずは報告をさせていただきたいと思っております。

その中で、この場におきましては、私は副町長という立場で本会議に出席をしておりますので、社長としての答弁はできないものというふうに私は理解をしております。ただし、今回、質問をいただきました資料1ページの様式につきましては、手元にちょっと24年度前の資料を持って来ておりませんが、損益計算書につきましては、決算ベースの資料として今回も掲載をさせていただいているところであります。

それから、資料3ページの質問がありましたが、売掛金について増額をしてるじゃないかということですが、これは4月から3月期を今回、会計年度としております関係で、3月期の作業ベースのものが4月に収入になるということで、その分についてはまだ4月期の入金ということで今回、増額しているのもあるところであります。

また、長期化している売掛金がないかということですが、これにつきましては現在、77名の方で約50万円ほどの売掛金が発生をしております。これにつきましては、私が就任以降、担当職員に集金に回るように指示をしたところ、個別訪問したようであります。詳細につきましては、今後、把握しながらしっかりと集金をしていきたいというふうに考えております。

それから、受け取り家賃の詳細についてというご質疑がありましたが、現在7件、26年度におきましては7件の方と賃貸借契約を行っております。これは畑、それから当然畑についております附属構造物でありますハウスの貸し出し等がありますが、これで内訳がKKYファームさん、2口ございます。3万2,000円、それから6万8,519円。それから梶原純一さん、18万4,722円。それから山田秋吉さん7万6,852円。それから有機農法研究会1万8,519円。それからEM研究会1万6,667円、それから地場産業振興会が漏れておりましたが6万4,814円、これは全て税抜きで決算書に上げている関係で、端数が出ておりますが、以上、把握をしているところでございます。（発言する者あり）

失礼いたしました。雑収のほうの内訳を申し上げたいと思います。まず、消費税の受け入れ分が44万4,930円ございます。それから出資配当金454円、農協出資金受け入れが1万2,759円、それから国税県税還付金が441円、それから九電敷地料が6,690円、それと、ちょっと内容が詳しく把握できませんが、ハウスの暖房機ということで9,259円、コンバイン袋3,619円、JAの利用高他以1,575円、しめまして47万9,727円になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 確認ですが、売掛金は1年以上経過した分が50万円以上あるということですよね。1年以上。（「結構です」と呼ぶ者あり）

それと、1番目と、損益計算書は、損益表は損益計算見れば、どの項目が後先になろうと見ればわかるんですよ。ただ、去年まではずっと税引き前のが書いてあったんですよ。今回は項目は2つ見て、税引き後当期利益になってるから、どっかからこういうふうにしなさいというふうな指導を受けて、こう変更をされたのかなと。普通、企業とか会社関係のは税引き前なんで、今までどおりの決算書でよかったんですよ。様式を変えておられるから、何か外部からの指導があった変えられたかと、そういう意味でお尋ねをしたまでです。

○議長（後藤 和実） 副町長。

○副町長（横田 学君） 手元に資料がないので確認ができませんが、私も社長に就任してまだ事が短くて、詳細についての把握をしておりませんので、確認をして、改めてご報告をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。1番。

○議員（1番 眞鍋 博君） 私は会社勤めがちょっと長くて、ちょっとびっくりしたんですけど、平成27年の事業計画の中で、赤字ですかね、最初、予算を組む時点で赤字ということがとりあえず発生するのかなと、546万円の。

あと1件が、この受託作業の推移で、件数は増えてるけど、これ、売り上げも全然上がってないと。これに対してのわかっている上での経営努力ですかね、そういうところはどうか判断されてるんですかね。

○議長（後藤 和実） 副町長。

○副町長（横田 学君） ただいまの1番議員のほうから、事業計画の中で差引経常利益が546万円の赤字ではないかということで指摘がございました。当然、企業側からとしては黒字が出るように努力をしなければならないというふうに理解もしております。

ただ、この差引経常利益には町の運営補助金を入れておりませんので、それを差し引いた残りが赤字額というふうになるかと思いますが、その赤字額をできるだけ埋めるように先日、就任以来、私が社長就任以来、社員会議を開催をいたして目的をしっかりと理解した上で、今後の方針についても述べたところであります。

その後、また産業振興課とGSCと一緒に経営会議も確認をし、毎月1回経営会議をすることによって、進捗状況の把握、それから出来高等も管理をしながら、その赤字額をできるだけ減らすように努力をするということで、意思確認をしたところであります。

すいませんが、もう1点の質問をお願いいたします。

○議員（1番 眞鍋 博君） 受託作業ですね、件数は、受託の件数は増えてるけど、売り上げは伴ってないということで、これ17年からもうずっとその状態が続いてるけど、それに関しての具体的な取り組みというのはないんですか。件数は増えてるけど売り上げは出てないと。赤字になるということですかね。それに対しての説明ですかね、今後、17年から、もうずっとこれ、続いてるけど、何か対策は打ってるんですか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今のご質問でありますけれども、これにつきましては、初期は15年に設立をして、当初は機械等の設備投資、それから営農をやっていた関係で、どうしても最初、なかなかそこ当たりで売り上げも、それからそういったものができなかったそうなんですけれども、しかし、24年度から営農部門をやめまして、現在、受託作業に特化をしてやっております。それから徐々にありますが、微増という形で件数を、受託面積もそれから売上高も微増でありますけれども、そういった状況にあるということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。3番。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。公的資金を入れながら、役員報酬は漫然と支払われてるんですね。それで、今年度、27年度は大分減額にはなっておりますけれども、その企業では、単年度、やっぱ赤字になってるのに、この役員報酬を出すというのは、ちょっといかがなものかなと思うんですけども、その点をちょっとお聞かせください。

○議長（後藤 和実） 副町長。

○副町長（横田 学君） 役員報酬につきましては2万円というふうにしておりますが、今回の決算書の中で見直しをしておりますので、それにつきましては現在、上田取締役が取締役としての管理者部門がありますので、その分について2万円、それから賃金ベースで22万9,000円ですね、計24万9,000円、毎月支払いをするようにしておりますが、これも昨年もことしも昇給をしないというベースでやっております。

それから、賞与につきましても就業規則には支給できるという旨の規定をしておりますが、現在のところなかなか収益が改善しておりませんので、年1回ということで賞与を支払うなど、人件費につきましては抑制をかけているところでございます。

しかし、今後もこのような状況であれば当然、最低限の賃金を支払いながら経営をしていくことは、経営者としてはやっていく必要があるのではないかなと理解をしております。

○議長（後藤 和実） ほかに質問はありませんか。1番。

○議員（1番 眞鍋 博君） 資本金を使った金額、残高ですかね、資本金9,800万円ぐらいいあったもののうちの今、残高が2,300万円ですかしいんですかね。その分、7,000万円ぐらいい使ったということですよしいんですかね。その分と、この事業が始まってからの累積赤字ですかね、その金額がわかれば教えてもらいたいですけど。

○議長（後藤 和実） 副町長。

○副町長（横田 学君） 先ほど町長からも報告第2号の説明にございましたけれど、資本金が9,917万円というふうにお預かりをしております。今回の12期の決算までで累積しております赤字は7,552万8,035円となっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 神田 直人君） この事業を推進していくに当たって、作業員の補充とかそういうことは考えてはおられないのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 副町長。

○副町長（横田 学君） ありがたいご支援のご意見だと思っておりますが、現在、昨年1月から1名を増員したということで、ご報告を町長の方からさせていただいておりますが、GSCの経営については人件費が大きく影響を受けるような状況をしておりますので、現在のところは現地スタッフ3名で頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。1番。

○議員（1番 眞鍋 博君） 最後になりますけど、この7,500万円はこれ、出資金を使ったということですよ。あとまだこの補助金450万円とかつけてるけど、その分は足してない

ですよ、赤字のほうで。資産を使ったのが7,500万円ですよ。まだこの補助金が450万円ですよ、毎年補助して。(発言する者あり)ですよ。それは、それを加えてもこれだけじゃないですよ、7,500万円だけじゃなく、まだありますよ。交付金を使った分が。赤字としては。(発言する者あり)そうです、補助金の分がわかりますかね、金額が。

○議長(後藤 和実) 副町長。

○副町長(横田 学君) GSCにつきましては、平成15年の3月に設立をされております。

その以降、この資料のほうの、参考資料になりますけども、15ページのほうに特別利益というところがありますが、これ、残念ながら18年度以降しか記載しておりません。その中には当然、運営補助であるとか機械を購入したときの国・県の補助とか、そういったものが全て含まれておりますので、後日改めてご報告をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(後藤 和実) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 和実) 以上で、報告第2号に対する質疑を終わります。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 町長の施政方針説明

○議長(後藤 和実) 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより登壇の上、町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長(半渡 英俊君) 平成27年第4回木城町議会定例会に当たり、今後の町政運営に関する私の所信の一端と、平成27年度施政方針を申し述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、去る4月26日に施行されました木城町長選挙におきまして、町民の皆様からの温かいご支援を賜り、木城町政の重責を担うことになりました。その任に当たりますことは身に余る光栄でありますとともに、改めてその責任の重大さを痛感をしているところでございます。

町長に就任した今、多くの町民の皆様からお寄せいただきました期待の大きさを実感する中で、木城町が、そして子供から高齢者まで全ての町民が、人が元気、地域が元気、住んでよかったと思えるまちづくりを目指して、初心を忘れずに日々新、全力投球で精を出してまいります。

第5次木城町総合計画で示されました木城町の目指すべき将来像「みんなで創る 明日に向けて翔くまち 木城」の実現と、私の選挙公約、議員初め町民から寄せられたご意見をもとに、木城の財政事情に配慮しながら、施策や事業を熟慮断行、一つ一つ着実に取り組んでまいります。そして、何よりも町民の皆様が木城に住みたい、木城に住んでよかった、木城に住み続けたいと実感できる地域づくりを進めてまいりたいと考えています。

次に、施政方針を申し上げます。

我が国の経済は2012年以降の円安株高により、大手製造業を中心に企業収益が改善され、国税収入は増加傾向にあります。一方、地方や中小企業、消費者には依然その影響は届いておらず、都市と地方の格差は増大しつつあります。あわせて、人口減少、高齢化の問題が特に地方で深刻化する中で、まち・ひと・しごと創生本部が設置をされ、地方経済の持続可能性や成長、地域活性化に取り組むことが喫緊の課題となっています。このため、政府は地方がみずから考え、地域活性化の総合戦略を策定し、人口減少問題の克服と経済成長力の確保を図ることといたしております。

そうした中で、平成27年度の地方財政は地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の回復増加が見込まれる一方、社会保障関係費の増や公債費が高い水準で推移しており、義務的経費が増大するなど、依然として厳しい状況にあります。

さて、本町におきましては、小丸川発電所の大規模償却資産税が前年よりやや減少はしておりますけれども、現在のところ収支の均衡は取れております。今後もより一層徹底した歳入確保を図るため、ふるさと納税の取り組み強化や歳出全般にわたる見直しを行うとともに、住民ニーズに迅速に対応した行政サービスを行うこととしております。特に、子育て応援等の福祉公助と地域経済の発展や農業基盤の整備、教育の充実、安全で安心な暮らしのための予算編成を行ったところであります。

なお、定住促進等の地域活性化対策につきましては、今年度策定予定であります地方版総合戦略で対応してまいります。

こうした中、補正予算後の予算は37億6,000万円とし、予算編成に当たっては必要かつ重要な事業について計上をいたしました。主な項目について申し述べます。

1、快適で安全な生活環境の整備について。日常生活を安全で快適に暮らすには、道路や上下水道など、インフラの整備が重要であります。町道は住民生活に直接かかわるものであり、交通の安全性の確保や通学路の安全確保の面からも計画的な整備が必要となります。老朽化が懸念される橋梁等の点検を行い、現状の把握と修繕計画の基礎とします。工事に当たっては老朽化の進んだ橋梁や路面の維持補修工事を計画的に実施をし、長寿命化を図ることといたします。

特に、昨年度から実施しています比木橋工事につきましては、拡幅高欄改修を行い、スムーズな通行と安全の確保を図ります。

水道整備につきましては、昨年度、石河内地区水道の濁度対策を実施をし、安定した水質の確保ができ、安全な飲料水の供給が図られています。その他の町水道給水区域においても適正な維持管理に努めます。施設の老朽化が懸念されますが、計画的な修繕により長寿命化を図ります。

下水道整備につきましては、本管工事が完了しておりますので、今後は適正な維持管理に努め

るとともに、新築、建てかえ住宅等の加入促進を図ってまいります。

なお、当事業区域外につきましては、合併浄化槽の普及を進め、生活環境の向上を図ります。

2、防災対策について。防災対策につきましては、東日本大震災を教訓とし、災害時の被害を最小限に抑えるための減災対策の普及啓発などに努め、災害に強いまちづくりを推進いたします。具体的には、南海トラフ巨大地震への対策や国土交通省が公表いたしました集中豪雨等による小丸川浸水想定へ備えるため、昨年度策定いたしました木城町地域防災計画をもとに、防災体制の充実強化を図るとともに、引き続き住民の避難訓練や自主防災組織の設立支援など、自助・共助・近助による住民の防災意識の高揚に努めてまいります。今後も住民の生命を最優先として、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係機関との連携を強化し、消防団の機能充実を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

3、農林業の推進について。国は、平成26年6月に農林水産業、地域の活力創造プランを改定し、強い農林水産業の実現に向けた4つの改革を推進しております。改革の内容につきましては、1、農地中間管理機構の創設、2、日本型直接支払い制度の創設、3、経営所得安定対策の見直し、4、水田フル活用と米政策の見直しであります。

まず、農地中間管理機構が実施をいたします農地中間管理事業をフル活用いたしまして、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるとともに、意欲と能力のある担い手、認定農業者でございますが、それに農地を集積をし、経営基盤の強い農家の育成を図ってまいります。そのためには、受け手となる担い手の確保が最重要課題であることから、認定農業者の育成強化、認定新規就農者の育成に努めてまいります。

また、担い手の確保が困難な集落につきましては、日本型直接支払い制度等を活用いたしまして、農業・農村の持つ国土保全や景観形成との多面的機能を支える地域の共同活動組織の育成を図り、耕作放棄地の発生を防ぐとともに、先ほどから議論いただきましたけれども、有限会社グリーンサービス・コスモスによる農作業受託の充実を図り、中山間地域における耕作条件不利地域への営農支援に努めてまいります。

さらに、自然環境に負荷の少ない環境保全型農業を推進するとともに、6次産業化の推進を図ってまいります。

基盤整備につきましては、農地中間管理機構の創設により、農地の集積・集約化が進み、経営規模が拡大することから、使用する農業機械が効率的な作業ができるよう、計画的に農業用施設等の農業生産基盤の整備に努めます。

また、経営所得安定対策、米政策につきましては、焼酎用加工米、飼料用米等について需要に応じた推進を行い、二毛作助成や耕畜連携助成を活用することで、水田の有効活用及び農家の所得向上を図ってまいります。

畜産の振興につきましては、口蹄疫等の法定伝染病が二度と発生をしないように、農家へのさらなる防疫意識の啓発と官民一体となった防疫体制の強化に努めます。口蹄疫の発生以降、全国的な元牛不足による子牛価格の高騰や国際情勢に起因する飼料や生産主体の高止まりなどの影響で、肥育農家や繁殖農家の経営を圧迫し、優良元牛などの確保にも苦慮している現状を踏まえ、畜産農家の経営安定を図るため、優良元牛の導入に対する支援に努めてまいります。

林業につきましては、昨年秋ごろから木材価格が持ち直してきておりますが、依然としまして木材需要は伸び悩んでおり、厳しい状況にあります。昨年から郡内で稼働しておりますバイオマス発電所に供給する未利用材の活用促進に努め、森林作業の効率化、森林の持つ多面的機能の維持を図りながら、作業効率化に必要な林道・作業道の整備や町有林の活用等、適宜対応することといたします。

有害鳥獣対策について全国的に増加傾向にある鳥獣被害は、本町においては補助事業を最大限に活用したことで一定の成果がありました。今後も鳥獣アドバイザーを配置し、さらに特別捕獲員を常時配置し、有害鳥獣対策に努めます。また、自作農地の自主防衛を目的とした農家に対して、狩猟免許必要な経費の一部を助成してまいります。

4、福祉対策について。近年、少子高齢化の進展に伴い、高齢者においては生活不安や老老介護の問題、障害者においては自立や社会参加の難しさ、子供においては子育て家庭の孤立化や子育て不安など、新たな社会問題が顕在化しています。誰もが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域福祉における自助・共助・公助の考え方に基づいて地域で支え合い、助け合える、みんなで支えるまちづくりが重要な課題となっております。

本町におきましては、昨年度、地域福祉計画、地域福祉活動計画、子ども・子育て支援事業計画、第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画、第4期障害者福祉計画の4計画を策定をし、27年度からの実施計画に基づいて、全ての人が支え合い、生きがいを持って生活できるよう、それぞれの計画を互いに連携し、地域の福祉環境の充実を図ってまいります。

子ども・子育て対策につきましては、この4月より子ども・子育て支援新制度がスタートし、質の高い乳幼児期の学校教育・保育の総合的な提供の場としてめばえ保育園においては高齢者の方と園児が自然に触れ合うことのできる場の提供、4歳児・5歳児対象に特色のある就学前保育事業として、あいうえお国語教室やALT教室など、8教室を実施し、楽しみながら学べる環境の向上を図りながら、園児の個性を生かした能力開発につなげていきます。

さらに、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、保育園に併設する地域子育て支援センターの充実強化を図るとともに、乳幼児の健診事業や健康相談事業とも連携し、子育て相談、子育て支援の環境の向上を図ります。

高齢者対策につきましては、高齢化率が32%を超え、3人に1人は65歳以上で、ひとり暮

らし世帯や高齢者世帯も増加する中、地域全体で支え、見守りしていく地域包括ケアシステムの構築が必要となってきました。

地域包括支援センターの体制強化、充実機能を図り、高齢者を取り巻く課題に的確に対応できるよう、関係機関や関係団体と包括的な体制を構築し、介護者負担の軽減を初め、きめ細かなサービスを行えるよう、努めていきます。

介護保険事業につきましては、今回の制度改正におきまして、介護予防サービスの一部を総合支援事業へ移行する新たな取り組みが盛り込まれております。本町におきましては、平成29年4月の移行を目指し、在宅医療介護の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化の4本柱を念頭に、準備を進めているところであります。

また、現在実施をしております健康教室や介護予防教室の内容充実を図るとともに、地域づくりによる介護予防推進事業のモデル事業に取り組み、公民館単位での地域づくりを通じた効果的・効率的な介護事業の取り組みを支援していきます。

町民の健康づくりににつきましては、保健指導や健康相談等による健康増進や啓発に努めるとともに、未受診者への訪問指導を一層強化し、住民健診の受診率の向上や疾病の早期発見・早期治療につなげていきます。また、医療機関とも連携しながら各種の予防接種やがん検診など、引き続き実施し、医療費の抑制につながるよう、町民の体と心の健康づくりに努めます。

5、21世紀を担う人づくりと教育について。教育は人間形成の基本をなすものと考えます。子供たちの学力・体力の低下や社会性の欠如が懸念される今日にあって、次代を担う木城の子供たちが心の豊かさと創造性を高め、新しい時代に対応し得る能力を育むために、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進いたします。また、義務教育のさらなる充実を図るため、小中学校の一環連携教育を積極的に推進するとともに、キャリア教育の充実を図るために多様な体験活動の推進に努めます。

義務教育は確かな学力の定着と向上、健康な身体、豊かな心を身につけることが大切です。平成27年度も引き続き小中学校に学力サポーターを配置し、学力の向上を図ります。なお、引き続き教育費の保護者負担の軽減に努めてまいります。

近年、児童・生徒の安全が脅かされている現状から、登下校時における見守りを実施し、子供たちが安全に安心して生活できるよう、家庭・学校・地域の連携を密にし、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

生涯学習の推進と社会教育の充実につきましては、長寿社会の中でその重要性が増していることから、町民一人一人の学習ニーズに応えることができる生涯学習の基盤整備と内容の充実を努め、各種講座の開講や公民館活動等を積極的に推進し、生きがいつくりと町民の親睦と交流を図ります。

また、各自治公民館に職員を配置し、町民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を深め、問題の解決に取り組む地域担当職員制度の導入を検討します。

スポーツの振興につきましては、町民誰もが身近にスポーツに親しむことができる環境を整備し、生涯スポーツの振興に努め、町民の体力向上と健康づくりを図ります。

6、環境対策について。環境問題は、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理などさまざまな問題が生じています。本町では、木城町一般廃棄物処理基本計画に沿って、ごみの減量化、資源化、再利用を推進するとともに、ごみの不法投棄防止と監視に努め、町民と行政が一体となり、美しいまちづくりに努めます。

また、地球温暖化対策として、木城町地球温暖化対策実行計画に沿って、公共施設の節電対策やクリーンエネルギーの導入により、省資源の推進を行い、温室効果ガスの削減を図るとともに、町全体への波及に向けた啓発等を進めます。

さらに、今後発生が予測されています南海トラフ巨大地震等の大規模地震により、発生をいたします災害廃棄物の適正な処理を行うため、木城町災害廃棄物処理計画に沿って迅速かつ円滑な処理対策に努めてまいります。

7、観光と交流事業について。少子高齢化や不安定な景気動向の中で、地域を盛り上げ、活性化していくために交流人口の拡大に努めます。恵まれた自然と共存しながら積極的にイベントを展開する川原自然公園や木城えほんの郷においては、施設の魅力を積極的に情報発信しながら、来場者の拡大と多くのリピーターが訪れるよう、集客を高めていくことといたします。

中八重緑地公園につきましては、サッカー及びラグビーのできる施設として情報発信に努め、新たに整備をいたしましたテニスコートを中心に、石河内活性化センターをスポーツ合宿や各種の研修施設としての魅力を高め、地域に経済効果が表れるよう、展開していきます。

また、ピノックQパークにつきましては、小丸川発電所の見学と中八重緑地公園の魅力を増大させるために、町において積極的な活用を図ります。木城温泉館湯ららにつきましては、サービスの向上に努めながら利用される方々の満足感を満たし、憩いの空間を提供できる施設として、入湯客の増を図るよう努めてまいります。

地域の活性化のために、これらの施設の連携を強化するとともに、利用者の増加が消費という経済効果につながるよう、本町のみならず隣接市町村と協力をし、地域力を高めながらイベントなどを展開し、交流人口の拡大を目指していきます。

8、商工業の振興と景気対策について。景気の回復が期待される中、国の景気は緩やかな回復基調が続いているものの、地方経済が置かれている状況は景気回復の実感を得ることはできず、町内の商工業においても依然として厳しいものとなっております。商工会との連携のもと、町内経済の流通に寄与するプレミアム商品券発行事業に積極的に取り組み、町内商工業の活性化を図

ります。また、特産品につきましては、農業と連携し、農産物を利用した6次産業化等を目指し、特産品開発や生産性の向上のためフードビジネスを積極的に展開するとともに、都市部への流通を視野に入れた支援を行います。

企業誘致については、県や町の企業奨励措置の情報発信に努め、関係機関との連携のもと企業の誘致を進めるとともに、既存の企業の経営安定のために、国・県の施策の情報提供に努め、安定した町内雇用を図れるようにいたします。

9、地方創生について。昨年末、国においてまち・ひと・しごと創生法が成立をいたしました。2060年に1億人程度の人口を確保するという中長期ビジョンと、東京一極集中を是正し、地方での安定した雇用の創出や新しい人の流れづくり、若い世代の結婚・出産・育児をしやすい地域づくり等を柱とする総合戦略が示されました。この流れを受け、第5次の木城町総合計画を軸に、木城版まち・ひと・しごと総合戦略の策定・実現に向けて取り組んでまいります。

子育て世代の定住・転入の促進に力を入れている本町にとりまして、今回の国の動きを魅力あるまちづくりを加速させるチャンスにしたいと考えております。地方創生の根幹は、加速的に進んでいく人口減少をいかに食い止めていくのか、出生率をいかに向上させるのかにあります。これらを解決していくためには、転入や定住の促進、特に若い世代に焦点を合わせて、施策を展開していくことが必要であると考えております。住んでみたい、住んでよかったと思える魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

10、交通安全及び防犯対策について。本町を取り巻く交通環境は、東九州自動車道の開通、県道の整備及び町内企業への通勤者により交通量が増加しており、交通安全対策にかかる啓発活動の重要性が増しています。町内での交通事故の発生状況は年々減少しておりますが、高齢者が被害者・加害者となる交通事故につきましては増加傾向にあり、高齢者を対象とした交通安全教室の開催などに、積極的に取り組みます。また、重大事故を引き起こす原因となる飲酒運転やシートベルト未着用につきましては、引き続き町民の交通安全意識の高揚に努めてまいります。

防犯対策につきましては、児童・生徒に対する犯罪や高齢者の振り込め詐欺が社会問題化しており、関係機関と連携をして防犯パトロールや啓発活動などの取り組みを強化していきます。

11、施設等の整備について。町営住宅の整備につきましては、平成25年度に策定をいたしました公営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅の改修・整備等を計画的に行い、施設整備管理費の軽減と長寿命化を図っていきます。

12、県道整備について。町内には県道5路線が走っており、緊急輸送道路である東郷西都線の松尾工区、1.8キロメートルの整備促進、高城橋の架けかえ要望を県に対して引き続き積極的に行ってまいります。その他の路線につきましても、歩道の設置でありますとか舗装・補修等の要望を引き続き行ってまいります。

以上、主な政策について申し上げましたが、先人たちが営々と築いてこられた歴史や文化・恵まれた自然環境を将来に継承し、町民の幸せと町の発展に向けて努力してまいります。今後とも議員各位の特段のご指導とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、施政方針を終わります。

○議長（後藤 和実） これで、町長の施政方針説明を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。10時半、再開いたします。

午前10時20分休憩

-----  
午前10時29分再開

○議長（後藤 和実） 全員揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
日程第5. 議案第42号

日程第6. 議案第43号

日程第7. 議案第44号

日程第8. 議案第45号

日程第9. 議案第46号

日程第10. 議案第47号

○議長（後藤 和実） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第5、議案第42号から日程第10、議案第47号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

今議会に上程をいただきました議案第42号から議案第47号に至る6議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第42号。

議案第42号は「木城町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」であります。木城町地域防災計画の策定に伴い、災害対策本部組織の見直しを行ったため、条例の一部を改正するものであります。主な改正点は、本部会議の下に部と班を置いていた体制を改め、各課で構成した特命班を必要に応じて設置する組織としたものであります。

次に、議案第43号。

議案第43号は「木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

今回の一部改正については、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正により、27年度保険料分から、消費税

による公費を投入しての低所得者への介護保険料軽減を行うものであります。

保険料軽減にかかる内容については、低所得者階層である第1段階の保険料基準額を0.05%軽減し、保険料年額を2万6,400円とするため、介護保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号。

議案第44号は「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本案は、現在問題となっております文化財処分問題を調査する第三者調査委員会の委員報酬と、指定管理者制度における選定委員の外部委員に係る報酬を定めるものであります。

第三者委員会の委員報酬については、今後、外部調査を行うことが必要な案件が生じ、調査委員会を設置した場合にも、適用されるものであります。

次に、議案第45号。

議案第45号は、平成27年度木城町一般会計補正予算第1号についてであります。

補正予算第1号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,100万円を追加し、予算の総額をそれぞれ37億6,000万円にするものであります。

歳入の主なものは、固定資産税1億1,314万2,000円、国庫支出金3,320万6,000円、寄附金2,900万円等であります。

歳出の主なものは、農林水産業費5,696万8,000円、民生費3,670万3,000円、総務費3,478万8,000円等であります。

次に、議案第46号。

議案第46号は、平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。

補正予算第1号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億7,630万円にするものであります。

歳入は、繰越金130万円であります。

歳出は、公共下水道費130万円であります。

次に、議案第47号。

議案第47号は、「監査委員の選任について」であります。

識見を有する者として選任しております「桑原正憲」委員が、本日、平成27年6月12日をもって、任期満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案理由を終わらせていただきます。ご審議いただき、可決及び同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（後藤 和実） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

### 日程第 1 1. 委員会付託の省略

○議長（後藤 和実） 日程第 1 1、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第 4 7 号については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 7 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

### 日程第 1 2. 議案に対する質疑

○議長（後藤 和実） 日程第 1 2、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第 4 2 号から議案第 4 7 号に至る議案の 1 議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第 4 7 号については委員会の付託を省略することに決定しましたので、議案第 4 7 号については日程を繰り上げ、質疑・討論・採決までといたします。なお、採決は起立によることといたします。

次に、議案第 4 2 号から議案第 4 6 号については総括質疑といたします。

まず、議案第 4 7 号監査委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第 4 7 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第 4 7 号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

これより、議案第 4 2 号から議案第 4 6 号に対する総括質疑を行います。

まず、議案第 4 2 号木城町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とい

たします。

議案第42号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第43号に対する総括質疑はありませんか。6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 介護保険条例の改正については、3月の定例議会でも改正が行われました。4月1日からの改正ですので当然だと思いますが、今回の場合は、これは低所得者の保険料を軽減するための改正ですので、中身についてはちょっと違うと思うんですが、4月1日からの改正であれば3月の定例会に同時に上程をするべきではなかったのかというふうに考えますが、お答えをお願いします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） この今回の条例改正につきましてですが、提案理由でもありましたように、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備が実際、今年の4月10日に公布をされております。27年度の国の予算に関してもずれ込んでおります関係で、一部改正につきまして3月の議会に国の法律整備が間に合わないという状況が発生しましたので、今回、一部の分を改正して軽減をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 従来から介護保険については、木城町が県内で一番高いとか、そういう、ずっと推移していました。3年前には多分、据え置きだったと思うんですよね、本町の場合は。そこで、基準・標準月額がちょうど26市町村の中で半分ぐらいになりましたよというのを議会の報告会で報告した覚えがあります。今回は、3月の場合は2.1%と、県の平均から、平均がいくらちゅったか、6.6ぐらいの中で上昇率が非常に少ないということで、恐らくこの標準月額についても、もう26市町村の中で安いほうから上位のほうだというふうに感ずるわけですが、改正された後の標準月額がいくらだったのか。それと県内26市町村の中でどれぐらいの位置にあるのか、お尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 標準月額につきましては標準額でありますので、今回、3月に改正しました月額4,900円につきましては変更はございません。それに対しまして、各1段階から10段階まで本町の場合は段階階層を設けておりますが、それぞれのその4,900円の

年額の基準額に対しまして今回0.45に1段階を改正するものでありますが、そこから1.8までの間でそれぞれ設定をしているものであります。

ご質問のありました、県内市町村との状況であります、ご質問のありましたように、当初は県内でも上位に位置していたことは事実であります、今回の改正が4,900円につきましては26市町村で21番目ということで、言われましたように下のほうに基準額としては位置づけられているというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第44号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第44号に対する総括質疑はありませんか。8番。

○議員（8番 原 博君） この報酬及び費用弁償については、日額9,000円になっております。これについての決められた額の選定はどのようにされたのか、他の比較はどうなっているのか、質問いたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 日額9,000円の根拠でございますが、本年4月1日共同設置をいたしました西都児湯管内で共同設置しました公平委員会でありますとか、情報公開、個人情報保護審査会でありますとか、固定資産評価審査会、これが全て9,000円ということになっております。この内容が調査で審査するという観点から、これを用いているものでございます。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。7番。

○議員（7番 瀧上 三月君） 第三者調査委員会委員というの設置されると思うんですけども、この人数とどういった選定基準か教えてください。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） ただいまのご質問であります、第三者調査委員会につきましては、4名で調査委員を考えております。それから、もう1人がアドバイザーということで、これは委員ではありませんが、委員会の内容についてアドバイスを受ける弁護士のほうを考えております。

それから、選定につきましては1名が博物館職員または大学教授を予定しております。それからもう1人が警察官のOBを1名、それからあと2人につきましては町の文化財保護調査委員を予定しております。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 同じですが、第三者は別として指定管理者としての外部委員の人数、それから選定方法についても伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 専門委員につきまして3名から5名を予定しております。銀行関係、それからマスコミ関係、それから団体の類似施設、それから経営アドバイザー等を考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） その外部委員の公募は考えておられない、どうですか。いわゆる行政の指定された方ばかりになると、もうその行政の意向を強く反映します。今一番求められるのは、この選考過程の透明化なんです。それがまず透明化をするというというのが目的でなければならぬ。それには、やはり公募をすべきではないかというのが考えですが、その、全員じゃなくても構いません。全部、行政が指名したとなると、その意向を受けておるから経費の無駄、時間の無駄、そういう気がするんですが、公募の考えはないですか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 今の時点で考えておりますのは、専門性の強い方をお願いしたいと考えております。例えば、施設につきまして一般の方の公募ということになりますと、その専門性があるかどうかという部分について、なかなか規定するのが難しいというところもありまして、有識者の方をこちらのほうで選定したいと考えております。

○議長（後藤 和実） 6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 前から申しておりますように、外部選考委員を選ぶというのは考え、非常に進んだ考え、大賛成です。前から言いますように、その選考過程の中で点数化、いわゆる選考項目を並べて、木城町にとってどれを優先するのか。例えば経費節減を有利にするのか、町民サービスを重点に置くのか。それで、その施設において項目違うわけですけども、いわゆるその点数化をして、点数によってある基準の町が策定した基準以上の点数を取らなければ、その、だめだと言え、これ、なんですか、選考委員会の設置要綱、これは当然、設置要綱も変えないかんですよね。選考構成委員が変わったから。その中でそういう点数制というものを含めて設置要綱の検討、変更をする考えはありませんか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 選定基準につきましては、条例等において、こういったことについて選定するんですよという基準があります。あと、それを詳細に、どこまで詳細な部分をつくる

かという基準というものを別個、設ける考えでございます。点数化については専門家の考え方を反映するのに、点数化すれば反映するというものでもないと考えておまして、専門家のその選定基準に従った意見をお伺いしたいということがありますので、その辺については今後、検討していきたいと考えております。

必ず点数化するという事ではないと考えております。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） この施設は、町民のための施設なんですよ。であれば、専門性も必要ですけど、せめて1人ぐらいは公募によって入れていくように努力していかないと、町民のための施設でなくなってしまう可能性が、やっぱり専門性ばかりだったら、それ、おかしいと思うんですよ。それも考えてやっていただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第45号平成27年度木城町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第45号に対する総括質疑はありませんか。8番。

○議員（8番 原 博君） 15ページです。歳入なんですが、土地建物貸し付け収入の、土地建物貸し付け収入33万円、これはどこなのか。それといつまでなのか。それから、その下のほうの一般寄附金2,900万円、これはどこから来てるのか。それから21ページ、財産管理のところのその他委託料の756万円、工事請負費の372万3,000円、それから23ページの臨時福祉給付費1,854万7,000円についてお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 14ページの財産収入、財産貸し付け収入であります。中央保育所跡を、ふあむ・ふあーむに月額3万円で5月から貸し出すということで、11カ月分計上しておるところであります。

それから、一般寄附金ですが、ふるさと納税による歳入ということで予定をしております。当初は100万円で計上しておりましたが、歳入100万円で計上しておりましたが、マンゴー、それからカメラのほうの売れ行きがいいと言いますか、それで募集が大変多くなってきております。マンゴーだけで昨日までで575件、575万円ほどマンゴーが寄附があるということで、これは追いつかないということで、追加で歳入2,900万円、それに伴います歳出も、後のほうで半分程度計上しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。（「まだ」と呼ぶ者あり）

○財政課長（石井 雄二君） 失礼しました。

21ページの財産管理費のその他委託料であります。これにつきましては町有財産の固定資産の評価委託であります。これは、総務省のほうから固定資産台帳を整備をして公共財産の管理保全を均等化する、平準化するというための計画策定を将来的に行わないと、公共施設の解体に伴います起債等が借りられないと、平成29年度までにこの整備を行いなさいという方針でありまして、その、まず基礎資料をするための委託料、その他委託料を今回、補正で756万円計上しているものであります。

それから、工事請負費、財産管理の工事請負費であります。主なものとして、木城分遣所跡の改修工事を計上しております。木城分遣所跡の屋根が、コンクリートが剥がれて落下するというような状況でありまして、このままでは通行者に被害が及ぶ恐れがあるということで、そのコンクリートの巻きたて補修等の費用が主なものでございます。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 23ページの臨時福祉給付金であります。昨年度行われました臨時福祉給付金並びに子育て世帯の給付金が引き続き27年度も実施されるということになりまして、歳入にもありますように、国のほうの予算で実施をするということになっております。ちなみに金額のほうは、27年度は臨時福祉給付金が6,000円と、同じく次のページにあります子育て世帯臨時特例給付金のほうは3,000円ということになっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 今、15ページの土地建物貸し付け収入、旧保育所跡地を貸されるんですね。これですよ、保育所移転のときに、なぜ保育所を移転するかというのの執行部の信念は、浸水危険地域、危ないと、あそこは。建物が老朽化している。何を言ってもそのことを理由に移転をされた。その危険水域をどうして貸されるわけ。一貫性がどうしてないと。何て言うかな、ああ言えばこう言う、あれは老朽化してる、危険水域で危ない、だから保育所を移転せんにゃいかん、で今度借られるところは誰が借りるか知りませんが、そういう施設を貸すというそのものが信念がないちゅうかね、そういう考え。どうしてその危険水域のやつを貸されるんですか。それが1点。

それと、この前の全協のときに、教育課からその弁護士、いわゆる文化財の紛失破棄問題で、弁護士費用を6月の定例で補正に上げますからよろしくと。それから第3者調査委員会のこれ、わかりました。これ、第3者調査委員の費用と、そしてこの35ページの文化保護費の委託料の内訳を教えてください。以上、2点です。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 中央保育所跡地の貸し出しについてであります。当初、当初と言いますか、利用申し込みが3つの団体からの利用申し込みが来ております。1つはコンニャク加工グループ、それとシルバー人材センター、それとふあむ・ふあーむであります。ふあむ・ふあーむに貸し出した選定理由と言いますのが、現在、石河内のほうで放課後に障害児の療育を行っておりますけれども、その送迎時間が大変長いということでありまして、その送迎時間を短縮するために学校近くで療育をしたいという申し出がありまして、ふあむ・ふあーむに決定をしたということでございます。

中央保育所跡については水深50センチ程度の浸水が予想されるということで、保育所建設については適地ではないということしております。

今回、ふあむ・ふあーむの選定につきましては、毎日行うと言いますか、常設と言うか、すぐ避難が、台風災害水深被害の場合ですと、地震とは違いまして避難する余裕があるということで、今回、常設をするものではないと。もし浸水被害があったときに床下浸水とかあった場合に、その常設の場合ですと開園、しばらく保育ができないということもありまして移設をしたわけですが、今回につきましては、そういった時間的な余裕があると、常設は常設ですけれども、1日、丸1日することではないということで、学校の近く、近隣ということで、要望もありましたので、今回、貸し出しをしたということでございます。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 35ページの委託料についてご質問がありましたが、165万3,000円を計上しておりますが、これにつきましては高城合戦の関係の本を500冊作成するというので上げております。これは一般向けとか学校の教材、それから観光面に役立つということで、計上をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） そのさっきの、ふあむ・ふあーむ、障害者ですよ、その保育所するときも石井課長、洪水は1日でぱっと来るものではないと。避難準備は十分あるがねと、そういう話もしましたわ。今度はそれよりもなおかつ避難の難しい、障害者の方でしょう。危険水域地域であるというのを前提に移転された。今度は町があれを貸す。町民の方が我々に聞かれたときに、何て答えるんですか、我々は。いやいや、障害者の方だから今度は逃げる余裕が十分あるんですよ。幼稚園生こそ先生がついて、保育士の先生が、そこに1週間前から大雨が降ったら、まず保育園に登園させんでしょう、親が。そんげ水があふれる程度になったら。今度の場合もやっぱりそれ以上に危険があるじゃないですか。それを貸すんだというのに、もう少し説得力のある、町民に対して答えができるようにしてもらわんと、聞かれたときに我々、本当に答え

ようがないですよ。

それと、これは付託審査の中でまたやります。

それと弁護士費用、どこに計上してあるんですか。それを言ってもらわんと、質問、何遍もせんにゃいかん。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 35ページの報酬、18万円ですね。社会教育委員会報酬ほか、この中に4人分ですね、9,000円の4人分、回数が5回ということで18万円を報酬として計上しております。（発言する者あり）

弁護士費用につきましては、先ほどアドバイザーと言いましたが、講師等謝礼金15万円で計上しております。（発言する者あり）

裁判の弁護士費用ですか。一般会計当初予算に弁護士関係は50万円を計上しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 当初予算で50万円の弁護士費用を当初予算でって。6月の補正でお願いしますというのは何だったんですか。これは調査、第三者調査費用については認めますよ。しかし、この弁護士費用について、この前言いましたように、まだ調査機関での調査も上がってない、それは弁護士費用を早く払わにゃいかんというのはわかります。しかし、これは誰が、今までの説明を聞いてる中で、町民がなぜこの弁護士費用を負担せんにゃいかん理由がどこにありますか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 濟いません。弁護士に関しましては、前々回、昨年度から議員の皆様方には了承を得て、弁護士を通して交渉するよという助言をいただきました。その時点で弁護士費用として一般会計に、平成27年度は出しております。

それから、今回お願いしますと言いましたのは、第三者委員会の委託料のことでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 3回になっておりますので。（「そのうち1回はもう、確認のための……」と呼ぶ者あり）6番、どうぞ。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 弁護士を認めたのは、相手が弁護士を立てて訴訟を起こされるからということで、弁護士を立てることには了解したんですよ。しかし、相手方は全く弁護士を立てたり、裁判をしておられません、現在も。それは弁護士を立てることについては了解しましたが、弁護士費用を公費で負担するというのは了解してませんよ。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） その進行と言うか、進捗状況がまだ定かではないということは確かなんですけれども、もし相手側が弁護士を立てた場合に早急にその補正予算というんですか、予算ができるかとなると難しい問題がありますので、50万円というのを当初予算で計上させていただきました。その結果、使い方に関しましてはこれからまた進捗状況によって異なってくると思います。（「議長だめですか…」と発言する者あり）

○議長（後藤 和実） ただいまの発言は、議題外にわたっての質問の範囲を超えていますので、注意をします。議題外の質問ですので、弁護士費用のことは予算には上がっていませんので、ほかに質疑はありませんか。8番。

○議員（8番 原 博君） 今のちょっと堀田議員の擁護をするわけじゃないんですが、ただし、進行的には講師等謝礼金の中で入ってますので、議題外ではないと思います。ただ、質問が3件を超えたという形で止められるのはいいと思うんですが、この、講師等謝礼金の中で15万円を組んでますので、それには当てはまらないと思うんですが。

それと、もう続けて言いますが、先ほどの保育所の跡地の件ですかね。あれについては、もう、認めたらいいじゃないですか、多分、もうどげんしても移転せんにゃいかんがちゅうことで。だってですね、私は反対、何回もしましたけど、要は、あの反対した後に、あの向こう側に立山団地ですかね、をつくられたんですよね、住宅。あそこに町営住宅つくったということは、あっちは中川原のこっちなんですよ。にもかかわらず、住宅というのは、ずっとおるわけですよ。私、何回も言ったけど、保育所は堀田議員が言われたように雨が降った日は帰すし、来ないし、でも移転したんですよ。でも、議員が結局、賛成したんですけど、だからもう今後、あそこの跡地については活用せんにゃいかんから貸すのはいいと思うんですよ。貸すんだったらそういった部分も含めて見直しをせんといかんと思うんですよ。あれは、もうその当時の執行部側の非なんですよ。結局は、移転したのためにいろんなこと言いましたけど、それ、認めた中でやっていかないと、あの施設が使えないですよ、本当。あそこに何も、と思うんです。どうですか、財政課長。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） ふあむ・ふあ一むに貸し出して、ふあむ・ふあ一むの利用、現在の利用形態を見ますと、通所で送迎をして、ふあむ・ふあ一むが送迎をして、そこで療育をしてまた送って帰りますというようなプログラムであります。したがって、災害で使えないという場合については送迎が、もうそもそも送迎、その時点で中止するというような形態を取っておりますので、ふあむ・ふあ一むのほうにも十分、災害に注意するように指導はしてまいりたいというふうに考えております。

保育所につきましては、先ほども申しましたように、常設でありまして、床下浸水等のある場合がありますと食品衛生上、長期に使えないと、消毒等完了しないとというような不安な面もあ

りまして、常設分につきましては先ほども申しましたように危険があるのではないかとということで、移設をしたところであります。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 中武 良雄君） 今の問題ですが、私も現地を見に行っただけですけど、そのふぁむ・ふぁーむに貸してるのはあそこの保育所の跡、全施設ですか、それとも一部ですか。

それと、商工費がありますけれども、この商工費を1,000万円削ってあります。この件と、木城温泉館「湯らら」に320万円のまた事業費がまた出てるんですが、いずれにもやりかえやって、また何の問題が出たかというともた疑問なんですけど、その点を3点、お願いします。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 中央保育所跡についてですが、保育所全部、現在、貸しております。と言いますのは、利用計画の詳細が出ておまして、将来的には療育、それから障害者の就労支援、就労の場の確保と言いますか就労支援、それから高齢者との交流、それから文化施設として使いたいということで、全施設利用計画は出されておりました。そこら辺りもひっくるめまして、総合的に判断して貸し出しをしたと。したがって、全施設を貸し出しをしてあります。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也） まず初めに、商工費のほうのマイナス1,000万円の減額でございますが、これにつきましては27年度当初予算におきまして2,000万円を計上しておりましたが、当初予算編成後におきまして地方創生関連でプレミアム商品券の発行に伴い、国から500万円の交付決定がされた経緯がございます。この500万円の上乗せして1,500万円を26年度の3月補正予算で計上して、今回、繰り越しをしてあります。この分を今回、前倒して26年度補正で組んだ分としまして、今回1,000万円を今回、国の交付金の500万円を差し引いた1,000万円を減額するものでございます。

それと、木城温泉館「湯らら」事業費の320万円でございますが、湯らら館の東側奥のほうに平成25年度に整備しました駐車場がございますが、こちらのほうは駐車場内に屋外灯が現在、1灯もない状況でございます。夜間になると大変暗くて、防犯上等いろいろありまして、来場者の安全性と防犯対策を兼ねて屋外灯を設置したいということで320万円お願いしたものでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第46号平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といた

します。

議案第46号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第42号から議案第46号に対する総括質疑を終わります。

---

### 日程第13. 各常任委員会議案審査付託

○議長（後藤 和実） 日程第13、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第4回木城町町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配布してあります。このとおり各々の案件を各常任委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第46号に至る議案については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

---

### 日程第14. 散会

○議長（後藤 和実） 日程第14、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。あす13日から14日までは休会、15日月曜日は本会議、午前9時会議で一般質問となっています。

本日はこれで散会といたします。議員の方は控室にお願いします。

○事務局長（淵上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。

午前11時15分散会

---